

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市向川岸町五五六番二地先から 同市向川岸町二三九番九地先まで	加須市向川岸町五五三番二地先から 同市向川岸町二三九番九地先まで	区 間
一八・〇〇〇 三五・四四	一八・〇〇〇 二七・八九	敷地の幅員 (メートル)
一四・六九	一五・二〇	延 長 (メートル)
		備 考